

審査基準

I. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす等の複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

企画提案書に基づき、日本学士院に設置された選定委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の11項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

〔評価基準〕

大変優れている=5点 優れている=4点 普通=3点
やや劣っている=2点 劣っている=1点

（2. 事業内容に関する評価の場合は、上記の点を2倍する）

1. 事業実施主体に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ①事業計画が事業の趣旨に合致していること。
- ②事業のスケジュールが具体的かつ合理的で、実現可能性があること。
- ③事業計画に実現性があること。
- ④事業計画が具体的で効果的であること。
- ⑤監視要員の配置が最小人数で済むように配慮されていること。
- ⑥展示品の安全性の確保及び品質保持について配慮されていること。
- ⑦提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。